

非常用電源装置等給付手続きについて

給付申請の準備・申請



1 希望物品の機種を決めて、販売事業者に連絡する。

(1) 希望の物品の取り扱いがあるかを確認する。

ア 自家発電装置（ガスボンベ使用のもの）

イ 無停電電源装置

ウ ①蓄電池

②人工呼吸器専用外付けバッテリー

エ 吸引器（乾電池式のもの） ※エの吸引器はア～ウと重複して申請できます。

ア～ウ（ウ①、ウ②）はいずれか1つ。

(2) 下記のア～エの対応が可能か確認する。

ア 区が発行する「給付券」による機器の納品ができる。（商品到着後の後払いになります。）

※納品後、入金まで1カ月程度の期間がかかります。

イ 納品時に機器の使用方法や注意点の説明ができる。

※「自家発電装置」の納品の際は、区職員も立ち会い、説明を一緒に受けます。

ウ 健康政策課長あての見積書（販売事業者の代表者名・印入）が発行できる。

エ 「給付券」に販売業者の代表者名・印の記入押印ができる。

2 販売事業者に見積書の発行を依頼する。

上記について、対応可能な販売事業者に見積書を依頼する。

3 見積書が販売事業者から届いたら、申請書と合わせて区に送付する。

※区は給付申請受理後に、販売事業者健康政策課長宛て見積書の発行や納品時期などについて連絡します。

給付決定後

1 販売事業者と納品について調整をする。

2 自己負担がある方は、販売事業者に直接支払う。

※支払方法は、販売事業者と確認してください。

3 納品時、「給付券」に納品日・納品確認の署名をする。

※「給付券」は販売事業者にお渡しください。

納品後

◆給付物品は災害時に使用できるよう、管理・点検をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。